

# CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2020 MAY (Vol.37)

## CONTENTS

新型コロナウイルスの人財戦略への影響.....	2
太陽グラントソントン パートナー 公認会計士 美谷 昇一郎氏.....	2
新興国ニュース 第37回 フィリピン・マレーシア 最新ビジネス情報.....	4
株式会社東京コンサルティングファーム.....	4



- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

## 新型コロナウイルスの人財戦略への影響

太陽 Grant ソントン

パートナー 公認会計士 美谷 昇一郎氏

昨年 12 月ごろから中国湖北省武漢を中心に感染がはじまり、世界各国に感染が拡大していった新型コロナウイルスについて、人財資源の評価のあり方という観点から考えてみたいと思います。最初に感染が確認された中国では、労働力市場において観光産業や飲食業など店舗閉鎖や観光収入の激減により一時的に余剰人材を抱えている業種の企業から、在宅ワークにより需要が急速に高まっているネット通販業や宅配業、マスクをはじめとした衛生用品や製薬関連といった製造業などの人員不足を起している業種の企業にむけて貸し出す「共享員工（従業員シェアリング）」と呼ばれる取り組みが活発化しています。他業種からの人材融通は、阿里巴巴集団（アリババグループ）、京東（JD.com）、蘇寧易购集団といったネット通販やそれに伴う物流を手掛ける企業が特に積極的に行っています。例えば、京東では、共享員工などの方式で3万5,000人超を雇用すると表明した他、ある寿司職人が、勤務先の日本料理店がこの制度に応募したことから、京東傘下のスーパーマーケットで商品仕分けを担当することになった事例などを紹介しています。従業員を出す側の企業にとっては、一時帰休として勤務できない期間の賃金支払い圧力を軽減できると同時に、受け入れる側の企業にとっては、ピークを過ぎた後にはもともとの雇用先に帰還してもらうことで、継続雇用をしないで良いというメリットがあります。このような相互にメリットのある雇用流動の仕組みは、新型コロナウイルスによる企業経営へのダメージを少しでも軽減できると判断した中国政府も制度としてバックアップ対応を行い、3月23日時点で約400万人以上の外食産業の労働者が、この共享員工制度を利用したと言われています。3月17日

の国务院常务会议で李総理が「従業員シェアプラットフォームの発展を支援する」と指示したことを受けて、3月20日には国务院弁公庁が「新型肺炎に対応するための就職強化措置の実施意見」を発表、3月23日には人力資源社会保障部が新しい雇用形態に関する法規制面の見解を示しました。もちろん、雇用関係について法律上の問題として、帰属や責任の所在、給与・社会保険・福利厚生など条件および費用負担の問題などきちんと整理しなければなりません、それにしても、中国政府の臨機応変で迅速な対応には見習うべきものが多いと言えます。

こうしたワークシェアリングについては、日本では、「長時間労働の改善」や「ワークライフバランス」といった「働き方改革」の一環として見られてきました。特に業種によっては、働き手の不足の観点から、高齢者や女性を積極的に労働力として活用したり、在宅リモートワークをしてもらったりという働き方の多様化の中で、限られた人材を効率的かつ効果的に活用していく手法の1つとして考えられています。2019年4月から施行された働き方改革法の適用が浸透するに伴いワークシェアリングについても具体的な運用が順次進んでいくものと考えられます。

もう一つ考えたいのが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、3月から全国に緊急事態宣言が発令されて以降、多くの企業で在宅勤務というこれまでにない勤務形態での業務運営を行っていることです。働き方改革の一環として、フレックスタイム制度を導入する会社は徐々に増えてきていますが、出勤することを原則禁止として、ほぼ全社員にテレワークを要請する事態はこれまでになかったと思います。これまでのように入社して業務を行う勤務形態の場合は業務結果（アウトプット）以外にも、勤務態度や仕事への意欲など主観的な業務要素や結果に至る業務の過程（プロセ

ス、アプローチ)を勘案して人事評価することが十分可能でしたが、在宅勤務になりますと仕事中の姿が見えづらい分、目に見える業務成果をもって評価せざるを得ません。

勤務時間内で何をどれだけ行ったのか、業務を行う過程ではなく結果をきちんとフォーカスすることで、人事評価を行うことが可能になります。しかし、今回の新型コロナウイルスによる在宅勤務はある意味急に始まった事態で、いまからいきなり人事評価基準を切り替えることは困難です。それでは、どうしたら良いのでしょうか。重要なのは、在宅勤務の間でも部下や同僚とのコミュニケーションを毎日適時に取ることです。「今日はここまで終わらせて下さい」「明日はここまで進めて下さい」など、上司として適切な業務指示を出すことと、そこまでの進捗状況や進捗が遅れている原因などを確認することが必要です。結果をもって評価するということは、少々乱暴な言い方をすれば、やることさえやったら、後は何をしていたも良い、ということなのです。この機会に、ボーッと単純にパソコンに向かっている(生産的な仕事をしていない)時間を評価せず、必要なアウトプットを達成できたかどうかで、評価するという発想の転換をしていく必要があるのかも知れません。上司の側では、在宅勤務中に他の在宅勤務者や出社勤務者から連絡があれば素早く反応する、すぐに反応できない場合は「後ほど連絡します」とメールや電話を利用して連絡を取ると良いと思います。部下の方にも、進めた仕事の記録を細かく取

ることを指示して下さい。業務日報を付けることで、業務報告をしやすくなりますし、上司からの質問にもすぐに答えられます。もちろん、業務を計画的に進めることになり業務効率もアップします。具体的には、何時から何時までどのような業務を行ったかを記録することです。

業務過程より一層、業務結果をもって人事評価する仕組みを考えることが重要になってきています。しかし、営業職など業務結果が具体的な達成度や数値で客観的に表れる業種と異なり、マーケティング部などの営業支援部門や、経理、人事、システムなど管理部門など業務結果が数字で表しにくい部署の人財の評価はどのように考えたら良いのでしょうか。これについては、次号で詳しくお話をさせて頂きたいと思います。

### 太陽 Grant Thornton (Grant Thornton 加盟事務所)

Grant Thorntonは、世界130カ国以上・700以上の拠点を有する国際会計事務所ネットワークです。太陽 Grant Thornton (太陽有限責任監査法人、太陽 Grant Thornton 税理士法人、太陽 Grant Thornton・アドバイザーズ株式会社)が、Grant Thorntonの日本メンバーとして、国際水準の監査の他、会計、税務、企業経営全般のコンサルティングサービスをご提供しております。

【国内拠点】東京事務所、大阪事務所、神戸オフィス、名古屋事務所、北陸事務所、福井オフィス、富山オフィス  
【ジャパンデスク】中国(北京、上海、広州/香港)、インド、インドネシア、シンガポール、タイ、台湾、フィリピン、マレーシア、ベトナム(ホーチミン、ハノイ)、オーストラリア、米国(シカゴ、ニューヨーク、アーバイン)、メキシコ、フランス、アイルランド、英国。

詳細は太陽 Grant Thornton Webサイトをご覧ください。 <http://www.grantthornton.jp>

## 新興国ニュース 第37回 フィリピン・マレーシア 最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はフィリピンとマレーシアの最新情報をお届けいたします。

ぜひご一読ください。

### フィリピン

#### 「新型コロナウイルスによる影響最新情報」

※本記事は、2020年4月1日時点で執筆したものです。

ここ数週間でフィリピンに限らず、全世界の様相が激変して参りました。たった一つのウイルスがこれほどまで世界経済に影響を与えるといったことは、これまでの歴史を振り返っても数少なく、人類が未曾有の危機に直面している、といった表現をしても過言ではないかもしれません。

そのような中、私たちのような一般市民、非政府関連者としては、毎日のように発表される政府からの情報を頼りに、日々の暮らしに備えていく必要があります。

そこで、今回は、コロナウイルスによるロックダウンの影響で発表されたフィリピンの重要な最新情報を紹介していきたいと思えます。

### 1. SEC/BIR: 監査済財務諸表の提出及び確定申告

SEC および BIR からは、監査済み財務諸表の提出、法人税及び個人所得税の確定申告などの年次業務コンプライアンス期限を延長する旨が発表されております。

12月末決算企業の場合、提出期限は下記の通り変更されています。

#### ①フィリピン国内のみで事業を営む企業

- 2020年6月30日

#### ②フィリピン国内、国外の両方で事業を営む企業

- 2020年6月30日もしくは海外渡航制限が解除された60日後のいずれか遅い日

下記は日本人商工会から発表された、BIR への申告書提出期限等の変更内容一覧です。

出所：フィリピン日本人商工会議所

税務申告書等	当初期限	変更後の期限	根拠通達
2019年度の法人所得税申告書 2019年度個人所得税申告書	2020年4月15日	2020年5月15日	RMC No.28-2020
VAT還付申請（2020年の第一四半期分）	2020年3月31日	2020年4月30日	RMC No.27-2020 （TRAINに基づく90日以内還付ルールの効力を3月16日から4月14日までは一時停止すること）。
・2020年2月度の給与源泉税申告書 ・同2月度のVAT申告書 ・同3月度の印紙税申告書 ・2019年度のBIR Form 1604・CF（所得税源泉の年度情報） ・2019年度のBIR Form ・2316（給与支払、源泉証明書） ・その他の多くの申告書		既に当初申告期限から延長されているものもあるが、そこから更に軒並み1ヶ月程度延長されている。変更後の申告期限の詳細はRMC No.29-2020をご欄下さい。	RMC No.29-2020

また、この他にも、RMC No. 31-2020 では、税務調査中の企業の対応に関する延長も発表されております。

当該通達によると、強化された隔離措置（ECU:Enhanced Community Quarantine）が終了後30日間、下記BIRからのレターに対する返答が延長されています。

- ・NIC: Notice of Informal Conference
- ・PAN: Preliminary Assessment Notice
- ・FAN/FLD: Final Assessment Notice
- ・FDDA: Final Decision on Disputed Assessment

## 2. DOLE：従業員への賃金補償

3月17日、Department of OrderNo.209において、DOLEからCAMP(COVID-19Adjustment Measures Program)の内容が発表されました。

また、それに対する手続詳細が記載されたLabor Advisory No. 12もガイドラインとして発行されております。

当該通達の内容は、特定の手続きを経た上で、条件に該当する者はDOLEから一律5,000ペソ(一回限り)の経済的支援を受けることが出来る、というものです。

その条件とは：

- ① フレックス制の導入などで、通常時に得ていた賃金よりも少額になった場合
- ② 企業の運営停止で仕事そのものがなくなった場合

以上二点が定められています。つまり、基本的に在宅勤務等で通常時と変わらず賃金を得ている従業員は、当該補償を受けることが出来ません。

申請方法についても当該通達に記載がありますが、以下概要です。

- ① 申請用紙(ERF:Establishment Report Form)の記入
- ② 直近の社員の給与明細を添付
- ③ オンライン(メール等)でDOLEに提出
- ④ 約3営業日でDOLEから承諾/拒否の連絡
- ⑤ 承諾の場合2週間以内に従業員口座に直接振り込み

下記リンクより申請用紙はダウンロード可能です。

<https://www.dole.gov.ph/covid-19-mitigating-measures/>

## 3. 今後の展望

現状、フィリピンにおいては、強化された隔離措置/Enhanced Community Quarantineが施行されており、マニラでは4月14日、セブでは4月28日まであらゆる経済活動がストップされ、不要不急な外出を徹底的に規制していく方針です。

この影響により、数多くの企業が財政難をはじめとした数多くの困難に直面していくこととなります。

また、コロナの影響はそれだけにとどまらず、国民の外出規制により消費が圧倒的に抑えられ、GDPにも大打撃、更には倒産企業が続出し雇用機会も減り、その結果から治安も悪くなるのではないかと、などなど様々な憶測が飛び交っています。

今、フィリピンに限らず、全世界が同様の困難を迎えており、まさに一人一人の些細な行動が世界に大きく影響していきます。そしてそれは、物事の良い面、悪い面、双方で可能です。

世間が混乱している場合、曖昧な情報、偽りの情報が錯綜することが多くございますが、いずれにせよ真実だけでもすでに情報過多です。

今私たち一人ひとりができることは、情報の真偽を確かめることももちろんですが、どのような情報に対しても焦らず、パニックにならず、軽率な行動をとらぬよう冷静でいることです。

今一度、フィリピンにおける全日系企業の皆様が一致団結し、冷静にこの危機を乗り越えられることを願い、本ニュースレターの結びとさせていただきます。

## マレーシア

### 「確定申告期間延長」

#### 1. 所得税確定申告期限延長！！

マレーシアにおける個人所得税の課税対象期間は1月1日から12月31日であり、当該課税年度の翌年の4月30日（e-Filingでの申告の場合は5月15日）までに申告および納付を行う必要があります。雇用主は、従業員に対して給与支払明細書を作成し、交付します。

しかし、今回新型コロナウイルスの影響によるロックダウンより、上記申告、及び納付の期限が延長されました。

マレーシアでの個人所得税の申告には、以下の2種類があります。

##### ①所定の用紙に直接記入し、窓口で申告

当該課税年度の翌年の4月30日まで

⇒**2020年6月30日までに変更**

##### ②e-Filingというインターネット上でのシステムを利用した申告（電子申告）

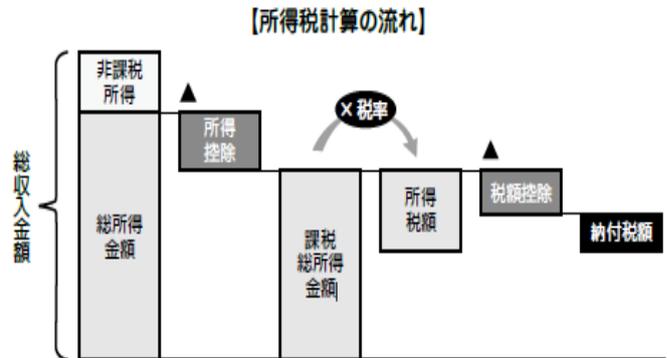
当該課税年度の翌年の5月15日まで

⇒**2020年6月30日までに変更**

#### 2. マレーシア所得税額の計算

マレーシアでは、毎月税額の納付を行い、その後年次の確定申告で過不足分の調整を行う、という流れになっています。そのため、雇用主は源泉徴収という形で毎月15日までに徴収した源泉税をマレーシア内国歳入庁（IRB）に支払います。

マレーシアの所得税は、次の手順により計算します。



##### [総所得金額] …①

まず、その年におけるすべての収入から、課税される収入と非課税収入を区分する必要があります。

課税される収入については、所得税法第4条において以下のとおり列挙されています。

- ・ 通商、事業から稼得された利得および利益
- ・ 雇用から生じた利益および利得
- ・ 配当金、利息および割引料
- ・ 恩給、年金、その他の定期収入
- ・ 収入の性質を有する上記以外の利得および利益

##### [所得控除額 (Tax Relief) ] …②

①の総所得金額から各種所得控除額を控除し、課税所得金額を算出します。所得控除が受けられるのは、マレーシア居住者に限ります。

##### [現物給付] …③

マレーシアで雇用主から行われる現物給付に関しては、そのすべてが課税対象になります。課税される評価額は、マレーシア内国歳入庁で定められた以下の計算式で算定した金額になります。

$$\frac{\text{便益として提供された資産の原価}}{\text{規定の資産耐用年数}} \times \text{年間の現物給付評価額}$$

**[税額控除 (Tax Rebates) ] …④**

個人の年間の収入金額が3万5,000リングットを超えない場合には、すでに支払った税額のうち400リングットが払い戻されます。たとえば、夫婦で両名とも3万5,000リングットを超えない場合は、合計で800リングットの払戻を受けられることとなります。

また、ザカートやフィトラのようなイスラム教の教えに則り、義務として寄付金を支払った場合には、寄付金の実額が払い戻されます。

**[所得税額の算出] …⑤**

上記で算出した課税所得金額に対して、下記のような累進税率（2019年度）を乗じて所得税額を算出します。

年間所得金額 (リングット)	計算方法	税率	税額 (リングット)
0 ~ 5,000	2,500 まで	0%	0
5,001 ~ 20,000	5,000 まで 残 15,000 まで	1%	0 150
20,001 ~ 35,000	20,000 まで 残 15,000 まで	3%	150 450
35,001 ~ 50,000	35,000 まで 残 15,000 まで	8%	600 1,200
50,001 ~ 70,000	50,000 まで 残 20,000 まで	14%	1,800 2,800
70,001 ~ 100,000	70,000 まで 残 30,000 まで	21%	4,600 6,300
100,001 ~ 250,000	100,000 まで 残 150,000 まで	24%	10,900 36,000
250,001 ~ 400,000	250,000 まで 残 150,000 まで	24.5%	46,900 36,750
400,001 ~ 600,000	400,000 まで 残 200,000 まで	25%	83,650 50,000
600,001 ~ 1,000,000	600,000 まで 残 400,000 まで	26%	133,650 104,000
1,000,000 超	1,000,000 まで 残りの所得金額	28%	237,650 -

以上、最後までお読みいただきありがとうございます。

以上

**株式会社東京コンサルティングファーム**

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合せ先： [f-info@tokyoconsultinggroup.com](mailto:f-info@tokyoconsultinggroup.com)